

七飯町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正の概要

七飯町地域公共交通活性化協議会

1. 改正理由

道路運送法施行規則の一部を改正する省令（令和5年10月1日国土交通省令第73号）が公布されたことに伴い、七飯町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）の所要の規定の整備を行うものです。

2. 改正内容

規約第1条中「第9条の2」を「第4条第2項」に改める。

3. 施行期日

令和7年12月5日から施行する。

※ 特段の経過措置は必要無し。

※参考 以下道路運送法施行規則抜粋

令和5年10月1日施行後

(事業計画)

第四条 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

令和5年10月1日施行前

(法第九条第四項の協議が調ったとき)

第九条の二 法第九条第四項の協議が調ったときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

七飯町地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 七飯町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第9条の2</u>に規定する地域公共交通会議として設置する。</p> <p>第2条～第20条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2（略）</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 七飯町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第4条第2項</u>に規定する地域公共交通会議として設置する。</p> <p>第2条～第20条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2（略）</p>

七飯町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 七飯町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議として設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、亀田郡七飯町本町6丁目1番1号七飯町役場内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の設置の趣旨に基づき次の業務を行う。

- （1）法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事。
- （2）計画の実施に係る連絡調整に関する事。
- （3）計画に位置付けられた事業の実施に関する事。
- （4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事。
- （5）町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事。
- （6）協議会の運営に関する事。
- （7）前各号に掲げるもののほか、当協議会が必要と認める事。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる委員又は団体を代表する委員をもって構成し、町長が委嘱する。

- （1）国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長の指定する職にある職員
- （2）国土交通省北海道開発局函館開発建設部長の指定する職にある職員
- （3）北海道渡島総合振興局長の指定する職にある職員
- （4）北海道警察函館方面函館中央警察署長の指定する職にある職員
- （5）一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
- （6）一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者が組織する団体
- （7）事業用自動車の運転者が組織する団体
- （8）北海道旅客鉄道株式会社函館支社長の指名する職員
- （9）社会福祉法人七飯町社会福祉協議会
- （10）七飯町商工会
- （11）住民又は利用者を代表する者
- （12）七飯町副町長
- （13）学識経験者その他の協議会が必要と認める者

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち、行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、七飯町副町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員が互選する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、委員が互選する。

2 監査員は、協議会の会計監査を行う。

3 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会の運営に関する事務を処理するため、七飯町政策推進課内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

3 事務局長には七飯町政策推進課長、事務局員には七飯町政策推進課地域活性係の職員をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、協議会の運営及び事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の運営等)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決する

ところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会の構成員は、協議会で協議が調った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算の編成、現金の出納、契約の締結その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、七飯町の例による。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償として旅費の支給を受けることができる。

2 報酬の額は日額7,100円、費用弁償の額は七飯町職員の旅費に関する条例(平成11年七飯町条例第25号)による2級以上の職員相当額とする。

3 報酬及び費用弁償の支給方法等は、七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成12年七飯町条例第33号)の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(情報公開)

第18条 協議会の情報公開に関しては、会長が別に定めるもののほか、七飯町情報公開条例（平成12年七飯町条例第40号）の例による。

（個人情報保護）

第19条 協議会が保有する個人情報の取扱いについては、会長が別に定めるもののほか、七飯町個人情報保護条例（平成12年七飯町条例第15号）の例による。

（委任）

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和3年3月1日から施行する。

2 設置時の委員の任期は、第5条第2号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年12月5日から施行する。